

議員提出第14号

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年9月21日

提出者 吉川市議会議員 安田 真也

賛成者 吉川市議会議員 野口 博

〃 小野 潔

〃 稲垣 茂行

〃 松崎 誠

吉川市議会議長 松 澤 正 様

提 案 理 由 口 頭

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書

東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉が繰り返されたことに代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

一方、主要国においては、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下に迅速に対処している。

我が国のように平時体制のままに国家的緊急事態に対処しようとする、被災地で初動対応する自衛隊、警察、消防等が、部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用等に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来す。その結果として、さらに被害が拡大することになる。

そのため、緊急事態時に、国が万全の措置を講ずる責務を持ち、経済秩序の維持や公共福祉の確保のために、国民の権利を一時的に制約できるようにする緊急事態基本法の制定が提唱され、平成16年5月には自由民主党、公明党及び民主党の3党がこうした法律の成立を図ることで合意したものの、今日まで制定に至っていない。

外国からの侵略やテロ、騒乱などの有事や、大きな自然災害、原子力発電所の事故など、国家の独立と安全における危機や、国民の生命・財産が脅かされる重大で切迫した事態に対応するためには、緊急事態宣言を発動して政府と地方自治体が一体となり迅速かつ適切に対処する必要がある。

よって、国におかれては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の安心・安全を守るため、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

防衛大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣